

六 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正案

現行

<p>（外国銀行に係る特殊関係者）</p> <p>第一条の二 法第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者については、銀行業の免許を申請した者の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）とする。</p> <p>一 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条、第十一条及び第十四条の七において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下この条、第十一条及び第十四条の七において「株式等」という。）を保有している者</p> <p>二 〇七（略）</p> <p>（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）</p> <p>第四条の五（略）</p> <p>2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第一百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第十四条の五第二項及び第十六条の六の二第二項において同じ。）</p>	<p>（外国銀行に係る特殊関係者）</p> <p>第一条の二 法第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者については、銀行業の免許を申請した者の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）とする。</p> <p>一 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条及び第十一条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下この条、第十一条及び第十六条の二第一号において「株式等」という。）を保有している者</p> <p>二 〇七（略）</p> <p>（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）</p> <p>第四条の五（略）</p> <p>2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第一百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第十六条の六の二第二項において同じ。）の放送設備により放送を</p>
---	---

の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七條第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第三項	(略)	外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下	第十条第二項第八号に規定する外国銀行により銀行業の免許の申請があつたときは

させる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七條第三項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第三項	(略)	外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下	第四十七條第一項に規定する外国銀行により銀行業の免許の申請があつたときは

第十條第二項第八号の二		
銀行 銀行の子会社である外	外国銀行等の	この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法に保有しているときは
銀行外国営業所をいう 第三項に規定する外国営業所（法第四十七条） 外国銀行の外国銀行外国支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（法第四十七条）	外国銀行（当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の	
(新設)		
(新設)	外国銀行等の	この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法に保有しているときは
(新設)	外国銀行（当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の	

(略)	第十四条の二第二号			(略)	第十三条第一項		
(略)	自己資本	当該銀行	銀行及びその子会社	(略)	自己資本	当該銀行	
(略)	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	当該外国銀行	当該外国銀行支店に係る外国銀行	(略)	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	当該外国銀行支店に係る外国銀行	。

(略)	第十四条の二第二号			(略)	第十三条第一項		
(略)	自己資本	当該銀行	銀行及びその子会社	(略)	自己資本	当該銀行	
(略)	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	当該外国銀行	当該外国銀行支店に係る第四十七条第一項に規定する外国銀行	(略)	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	当該外国銀行支店に係る第四十七条第一項に規定する外国銀行	

第二十一条第七項	当該銀行及びその子会社等	当該外国銀行支店に係る外国銀行及びその子会社等
(略)	(略)	(略)
第五十二条の二第二項	当該銀行の	当該外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする銀行の
(略)	(略)	(略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条の三 外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。）は、同条において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事

第二十一条第七項	当該銀行及びその子会社等	当該外国銀行支店に係る第四十七条第一項に規定する外国銀行及びその子会社等
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(新設)

項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十四条の四 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法

（新設）

による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(外国銀行代理銀行が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十四条の五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(新設)

2 |

法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(外国銀行代理銀行が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する金融商品取引法の規定の読替え)

第十四条の六 法第五十二条の二の五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

第三十四条	読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十一条第四号	同条第三十一条第四号	号	第二号
第三十七条第一項	商号、名称又は氏名	商号	商号

第一号及び第三十 七条の三第一項第 一号	
----------------------------	--

(資料の提出等を求めることができる所属外国銀行に係る特殊関係者)

第十四条の七 法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 所属外国銀行（法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。第四号において同じ。）の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者
- 二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者
- 三 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人
- 四 所属外国銀行により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人
- 五 前号に掲げる法人により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

(外国銀行代理銀行に関する読替え)

第十四条の八 法第五十二条の二の十の規定による技術的読替えは、

(新設)

(新設)

次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の四十三	第二条第十四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）	外国銀行代理業務に係る行為（以下「外国銀行代理行為」という。）
第五十二条の四十四第一項	銀行代理行為	外国銀行代理行為
第五十二条の四十四第一項第二号	第二条第十四項各号に規定する	外国銀行代理業務に係る
第五十二条の四十四第三項	前二項及び第五十二条の四十五の二の銀行代理行為	第五十二条の二の五及び前二項の外国銀行代理行為
第五十二条の四十五第三号	有する者（次号において「密接関係者」とい	有する者

う。

(国及び地方公共団体に準ずる法人)

第十五条 法第五十二条の二の十一第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一〇七 (略)

(届出期間に算入しない休日)

第十五条の二 法第五十二条の二の十一第一項に規定する政令で定める休日は、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(日曜日を除く。)とする。

(短期大量譲渡の基準)

第十五条の三 法第五十二条の三第二項に規定する短期的に大量の議決権を譲渡したものと政令で定める基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の議決権保有割合(法第五十二条の二の十一第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条において同じ。)が当該変更報告書に係る銀行議決権保有届出書(法第五十二条の二の十一第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。)又は当該銀行議決権保有届出書に係る他の変更報告書(法第五十二条の三第一項又は第五十二条の四第二項

(国及び地方公共団体に準ずる法人)

第十五条 法第五十二条の二第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一〇七 (略)

(届出期間に算入しない休日)

第十五条の二 法第五十二条の二第二項に規定する政令で定める休日は、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(日曜日を除く。)とする。

(短期大量譲渡の基準)

第十五条の三 法第五十二条の三第二項に規定する短期的に大量の議決権を譲渡したものと政令で定める基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の議決権保有割合(法第五十二条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条において同じ。)が当該変更報告書に係る銀行議決権保有届出書(法第五十二条の二第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。)又は当該銀行議決権保有届出書に係る他の変更報告書(法第五十二条の三第一項又は第五十二条の四第二項に規定する変

に規定する変更報告書をいう。)に記載された又は記載されるべきであつた議決権保有割合(当該変更後の議決権保有割合の計算の基礎となつた日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするもの及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもの)のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いものより百分の五を超えて減少したことをする。

(銀行主要株主に係る認可を要する取引又は行為)

第十五条の四 法第五十二条の九第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

- 一 当該株主になろうとする者による銀行以外の会社等(法第三条の二第一項第二号に規定する会社等をいう。)の議決権の取得(担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 四 (略)

(銀行持株会社に係る認可を要する取引又は行為)

第十六条の二 法第五十二条の十七第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

- 一 当該会社又はその子会社による銀行以外の会社の議決権の取得(担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

変更報告書をいう。)に記載された又は記載されるべきであつた議決権保有割合(当該変更後の議決権保有割合の計算の基礎となつた日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするもの及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもの)のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いものより百分の五を超えて減少したことをする。

(銀行主要株主に係る認可を要する取引又は行為)

第十五条の四 法第五十二条の九第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

- 一 当該株主になろうとする者による銀行以外の会社等(法第三条の二第一項第二号に規定する会社等をいう。)の議決権の取得(担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 四 (略)

(銀行持株会社に係る認可を要する取引又は行為)

第十六条の二 法第五十二条の十七第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

- 一 当該会社又はその子会社による銀行以外の会社の議決権の取得(担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二〇四 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十六条の六の三 銀行代理業者(法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。)は、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合同法第三十四条の二第四項(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項)において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た銀行代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

二〇四 (略)

(新設)

(銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する金融商品取引法の規定の読替え)

第十六条の六の四 法第五十二条の四十五の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行支店(法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。)(を含む。以下この条において同じ。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜四 (略)

五 法第八条第一項、第十六条第一項、第四十九条、第五十二条の二第二項、第五十二条の二の九第一項及び第五十三条第一項の規定による届出の受理並びに法第十九条第一項及び第二項並びに第五十二条の二の十において準用する第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 法第二十四条第一項及び第二項、第四十八条並びに第五十二条の二の八の規定による報告及び資料の提出の命令

(銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する金融商品取引法の規定の読替え)

第十六条の六の三 法第五十二条の四十五の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行支店(法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。)(を含む。以下この条において同じ。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜四 (略)

五 法第八条第一項、第十六条第一項、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十三条第一項の規定による届出の受理並びに法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

六 法第二十四条第一項及び第二項並びに第四十八条の規定による報告及び資料の提出の命令

七・八 (略)

2 前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他の施設(当該銀行(外国銀行支店を含む。以下この項において同じ。))を所属銀行(法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。))とする銀行代理業者の営業所又は事務所その他の施設及び従たる外国銀行支店(法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。を含む。))又はその子法人等(法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。))若しくは当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者で当該銀行から業務の委託を受けた者(以下この条において「支店等」という。))に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 5 (略)

第十七条の二の二 次に掲げる長官権限は、銀行議決権大量保有者(法第五十二条の二の十一第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。))の主たる事務所(個人の場合にあつては、その住所又は居所)(以下この条及び次条において「主たる事務所等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支

七・八 (略)

2 前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他の施設(当該銀行(外国銀行支店を含む。以下この項において同じ。))を所属銀行(法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。))とする銀行代理業者(同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。))の営業所又は事務所その他の施設及び従たる外国銀行支店(法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。を含む。))又はその子法人等(法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。))若しくは当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者で当該銀行から業務の委託を受けた者(以下この条において「支店等」という。))に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 5 (略)

第十七条の二の二 次に掲げる長官権限は、銀行議決権大量保有者(法第五十二条の二の十一第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。))の主たる事務所(個人の場合にあつては、その住所又は居所)(以下この条及び次条において「主たる事務所等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)

局長)に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十二条の二の十一第一項、第五十二条の三第一項、第三項及び第四項並びに第五十二条の四第一項及び第二項の規定による書類又は届出の受理

二〇四 (略)

二〇六 (略)

に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十二条の二第一項、第五十二条の三第一項、第三項及び第四項並びに第五十二条の四第一項及び第二項の規定による書類又は届出の受理

二〇四 (略)

二〇六 (略)